

レクリエーション施設利用方法のお願いについて

レクリエーション施設利用券の記入方法

レクリエーション施設利用券 №

補助金額 ¥700

所属所名 ① 組合員氏名 ②

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

発行所 さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
埼玉県市町村職員共済組合

埼玉県市町村職員共済組合 本人 平成26年4月25日交付
組合員証 (組合員)

③ 記号 埼 9 9 9 ④ 番号 9 9 9 9

氏名 共済 太郎 性別 男

生年月日 昭和58年4月13日

資格取得年月日 平成26年4月1日

発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
保険者番号 32110413
名 称 埼玉県市町村職員共済組合 発行番号 0165937

【組合員証(表面)】

①所属所名	市町村名又は一部事務組合名をご記入ください。
②組合員氏名	組合員本人の氏名をご記入ください。
③所属所番号	組合員証に記載されている【埼】から始まる番号を右詰めでご記入ください。
④組合員証番号	組合員証に記載されている番号を右詰めでご記入ください。
⑤利用年月日	施設をご利用する日をご記入ください。
⑥利用者名	利用券を使用する方の氏名をご記入ください。
⑦利用者生年月日	利用券を使用する方の生年月日をご記入ください。

※左記、例のように利用券の新規作成成分より続柄記入欄を削除しておりますので、既にお持ちの利用券についても、続柄コードの記入は不要となります。なお、従来どおり記入があっても差し支えありません。

レクリエーション施設利用券使用時の注意点

レクリエーション施設利用券は、組合員及び被扶養者(本組合にて組合員証等が発行されている方)に限り利用可能です。その他の方には絶対に譲渡しないでください。

また、利用回数には制限があり、レジャー施設は1年度内(4月1日～3月31日)1施設につき1人1回が利用限度となっています。ただし、映画館及び日帰り温泉については、指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。

なお、利用資格のない方が利用した場合、または利用回数が制限を超えた場合は、助成金額の返還請求を行いますので、利用についてはご注意願います。

利用券の使用可能な施設については、「共済事業のあらまし」又は共済組合ホームページ(最新情報)のレクリエーション施設一覧表にてご確認ください。

利用券裏面にある施設一覧については、最新のものでない場合がありますのでご注意ください。

● **共済組合ホームページ** <http://www.saitama-ctv-kyosai.net/> ●